

（ 令 4 . 1 0 . 2 8
実 9 - 3 ）

説 明 資 料

〔税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応〕

令和 4 年 10 月 28 日（金）

国 税 庁

目次

1	自発的な納税義務の履行に向けた国税当局の取組等	
・	政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」 （令和元年9月）（抄）	4
・	適正・公平な課税の推進に向けた取組	5
・	納税者サービスとしての情報提供例	6
・	コンプライアンスの自主的な向上に資する取組	8
・	所得税、法人税及び消費税の調査件数（令和2事務年度）	10
・	Web会議システムを活用したリモート調査等	11
2	税に対する公平感への悪影響が危惧される調査事例	
・	事例1 調査をするための接触を一切拒否された事例	13
・	事例2 調査をするための接触を拒否し、その後所在不明となった事例	14
・	事例3 調査時に資料の提示・提出を拒否・遅延された事例	15
・	事例4 申告後に仮装隠蔽行為が行われた事例	16
・	事例5 高額な所得を得ていながら無申告のままとしていた事例	17
・	事例6 長年にわたって無申告となっていた事例	18

1 自発的な納税義務の履行に向けた 国税当局の取組等

政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」 (令和元年9月) (抄)

4. デジタル時代における納税環境の整備と適正・公平な課税の実現

(1) 基本的な考え方

デジタル経済の進展、働き方の多様化、国境を越えた取引の増大といった経済社会の構造変化に対応し、申告納税制度の下、納税者及び税務当局を含む社会全体のコストを最小限に抑えつつ、納税者の自発的な納税義務の履行が適正かつ円滑に実現できるよう、制度上及び運用上の措置を講じていくことが重要である。

そのためには、まず、ICTの活用により、納税者の利便性の更なる向上やコンプライアンスコストの最小化を図りつつ、同時に取引や申告の段階から正確な手続を行うことができるような仕組みを構築することを目指すべきである。

また、経済取引が複雑化する中、課税逃れの未然防止や早期是正等を図るためには、課税関係の判断に必要な情報について、納税者による自主的な開示を促すとともに、税務当局も広く参考となる情報を適時に提供するなど、納税者の予見可能性を高めていくことが必要である。税務調査などの事後的な対応については、特に必要性の高い分野や悪質な事案等に重点化した上、それらが効率的かつ効果的に実施されるよう環境を整備していくべきである。

これらの取組を進めていく際には、ICT化の進展や経済におけるデータの集積・利活用の拡大を踏まえ、セキュリティの確保に万全を期すとともに、納税者及び税務当局における税務関係手続の流れを大胆に、かつ、スピード感を持って見直す業務改革の視点が重要である。その際、デジタルファースト（原則として、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する）の考え方の下、関連する業務プロセスを抜本的に見直すべきである。このような税務関係手続の思い切った見直しを梃子として、企業経営のICT化を後押しし、生産性の向上を促すことが極めて重要である。

こうした考え方の下、税制や税務行政に対する国民の信頼を維持するとともに、税の意義・役割等に対する理解を深めるための取組を充実させる必要がある。

納税者の自発的な納税義務の履行を確保するための取組を実施

(取組例)

- 申告においてご留意いただきたい事項を、国税庁ホームページなどにより周知し、適正申告を促す取組
- 審査の結果、計算誤りや法令の適用誤りがあると思われる者や、国税庁の蓄積情報などから無申告が想定される者に対し、文書や電話での連絡を行い、申告書の自主的な見直しや提出を呼び掛ける取組

不正に税負担を逃れようとする納税者には厳正な調査を実施する一方で、 その他の納税者には簡易な接触も実施

不正に税負担を
逃れようとする納税者

適切な調査体制を編成して
厳正な調査を実施

その他の納税者

文書・電話による簡易な接触も行う等、
限られた人員等をバランスよく配分
して、効果的・効率的に是正

納税者サービスとしての情報提供例

納税者が自発的に正しく申告等が行えるよう、国税庁ホームページ、各種説明会、電話・チャットボットによる税務相談等を通じて、納税者の申告等に役立つ様々な情報を提供している。

(取組例)

- よくある税のご質問について、一般的な回答を調べることができる「タックスアンサー」をウェブ等を通じて提供
- 年末調整・インボイス制度・所得税の確定申告に関する質問について、24時間利用可能なチャットボットを提供
- 新設法人を対象とした説明会を開催しているほか、新規に個人事業を開始した希望者に対して記帳指導を実施

【取組施策】(国税庁ホームページへの掲載等)

○ 「確定申告においてご留意いただきたい事項」の掲載

副収入の申告漏れへの注意喚起として、ネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得、ビットコインをはじめとする仮想通貨の売却等による所得がある場合に、原則確定申告が必要な旨を国税庁ホームページに掲載。



- 副収入の申告漏れにご注意ください。
- 雑所得の区分が「公的年金等」・「業務」・「その他」とされました。

●原稿料、講演料又はネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得

(具体例)

- ①衣服・雑貨・家電などの資産の売却による所得
※ただし、生活に使用した資産の売却による所得は非課税(確定申告は不要)
- ②自家用車などの貸付けによる所得
- ③ベビーシッターや家庭教師などの副業による所得

⇒「業務に係る雑所得」に該当

●ビットコインをはじめとする暗号資産の売却等による所得

⇒「その他の雑所得」に該当

●競馬等のギャンブルから生じた所得

⇒原則、「一時所得」に該当

※ 上記の所得を含め年末調整を受けた給与所得以外の所得が20万円以下の方は、確定申告は不要です。

医療費控除やふるさと納税(寄附金控除)などの適用を受ける場合は、20万円以下であっても確定申告が必要です。

○ 「暗号資産の計算書」の掲載等

適正申告に資するよう、一般社団法人日本暗号資産取引業協会を通じて、暗号資産取引業者が利用者に対して年間取引報告書を交付することを依頼しており、利用者が年間取引報告書を基に所得を計算できる「暗号資産の計算書」を国税庁ホームページに掲載。

令和 年分 暗号資産の計算書 (総平均法用)

氏名 関税 太郎

1 暗号資産の名称

2 年間取引報告書に関する事項

取引所の名称	購入		売却	
	数量	金額	数量	金額
A 交換所	5.00	3,000,000	1.00	1,000,000
合計	5.00	3,000,000	1.00	1,000,000

3 上記2以外の取引に関する事項

月	日	取引先	摘要	購入等		売却等	
				数量	金額	数量	金額
10	1	●●電気	決済			1.00	1,000,000
合計				0	0	1.00	1,000,000

4 暗号資産の売却原価の計算

数量	年初残高(※)		購入等	年平均原価	売却原価(※)		年末残高・定年結算	
	(A)	(B)			(F)	(G)	(H)	(I)
数量	0	0	5.00	-	0	2.00	0	3.00
金額	0	0	3,000,000	600,000	0	1,200,000	1,000,000	1,800,000

5 暗号資産の所得金額の計算

収入金額		必要経費		所得金額
売却総額	貸付・経費等(借出)	売却原価(※)	貸付・経費等(借入)	
2,000,000	500,000	1,200,000	10,000	1,290,000

収入金額計 2,500,000
必要経費計 1,210,000

【取組施策】（業界団体と協同した確定申告広報）

○ 業界団体による確定申告セミナーへ講師派遣

一般社団法人シェアリングエコノミー協会の確定申告セミナーへ講師を派遣

【確定申告入門講座の様様】



出所：シェアリングエコノミー協会ホームページ
(<https://sharing-economy.jp/ja/news/20190131/>)

○ 国税庁と業界団体が協同し、業界団体による次の周知・広報を実施

- 業界団体・会員企業等ホームページに確定申告特集ページへのリンクを掲載
- プラットフォーマーよりサービスの利用者（民泊事業者、シェアワーカー等）に対して、適正申告を呼びかけるよう※、協会会員（プラットフォーム）へ依頼
※ 確定申告に関する情報として、国税庁ホームページ（確定申告特集・タックスアンサー）等を案内

【リンク例】



出所：日本暗号資産取引業協会ホームページ (<https://jvcea.or.jp>)

コンプライアンスの自主的な向上に資する取組

申告の簡便化を図る環境整備（情報やツールの提供）

申告の簡便化を図るため、（関係事業者の協力も得ながら、）申告作成に必要な情報や、要否判定のツールを提供

- 暗号資産取引を行っている顧客が各社の年間取引報告書から簡便に暗号資産の所得を計算できるよう、同報告書の顧客への交付を取引事業者に要請
- 納税者自らが相続税の申告の要否を簡便に判定できるよう、国税庁HPに「申告要否判定コーナー」を設置

予見可能性の向上

納税者の予見可能性を高めるため、申告等に先立ち法令解釈等に関する国税当局の見解を提示

- 納税者の取引に係る税務上の取扱いに関する照会に対して当局の見解を回答（事前照会）
- 移転価格税制の適用については、独立企業間価格の算定方法等を当局が事前に確認（事前確認）

自発的な取組に応じた柔軟な対応

自発的な適正処理に向けた納税者の取組状況等に応じ、調査等の対応を柔軟化

- 税務処理に関する関与税理士の審査状況が記載された書面（「添付書面」）が申告書に添付されている場合、実地調査に先立ち、税理士への「意見聴取」を行い、調査の必要性を判断
- 大企業に対しては、自発的な税務・会計処理に関するガバナンス（内部牽制の枠組みや経営陣の関与等）の維持・向上を働きかけるとともに、そのガバナンス状況等も踏まえ、調査の必要性を判断

申告等の具体的内容に関する行政指導

申告等に向けた具体的注意喚起

実際に申告漏れや無申告が生じている取引等に関し、申告の必要性や申告上の留意点について、（関係事業者の協力も得ながら、）一定の範囲の納税者を対象として注意喚起

- 確定申告期が近づいたタイミングをとらえ、ネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用して得た所得の申告漏れ等について注意喚起
- シェアリングエコノミー協会等の業界団体が開催するセミナー等に講師を派遣して申告時の留意点等を注意喚起
- インターネット上の広告を掲載しているサイト運営者（アフィリエイト）が得る広告料収入について、その申告漏れとならないよう、申告の必要性を注意喚起するメールの送付を広告仲介業者（アフィリエイト・サービス・プロバイダー）等に依頼
- 公益法人等に対し、収益事業に係る所得の申告の必要性について書面等により注意喚起

申告内容の見直しの要請による納税コンプライアンスの向上

法定調書等に基づき申告の有無や内容を審査した結果、計算や法令適用の誤り、無申告が想定される場合等に、納税者等に対して、（関係団体の協力も得ながら）その見直し等を要請

⇒この要請に応じて自主的な見直しを行った場合、基本的に加算税はかからない

- 生命保険一時金等の計上漏れが想定される納税者に対し、その見直しを要請する書面を送付
- 消費税の仕入税額控除の誤りが想定される事業者に対し、その見直しを要請する書面を送付

〔 例えば、
・簡易課税制度におけるみなし仕入率の適用に誤りが想定される業種を営む事業者に見直しを要請する書面を送付 〕

所得税、法人税及び消費税の調査件数（令和2事務年度）

税目	① 実地調査件数	② ①のうち非違があった件数		③ ①のうち不正計算があった件数		④簡易な接触 ^(注) 件数
			要修正割合		重加算税割合	
所得税	24千件	21千件	87.4%	2千件	9.5%	478千件
個人消費税	11千件	9千件	84.7%	1千件	13.2%	75千件
法人税	25千件	20千件	80.5%	7千件	26.5%	68千件
法人消費税	25千件	16千件	65.7%	5千件	21.9%	

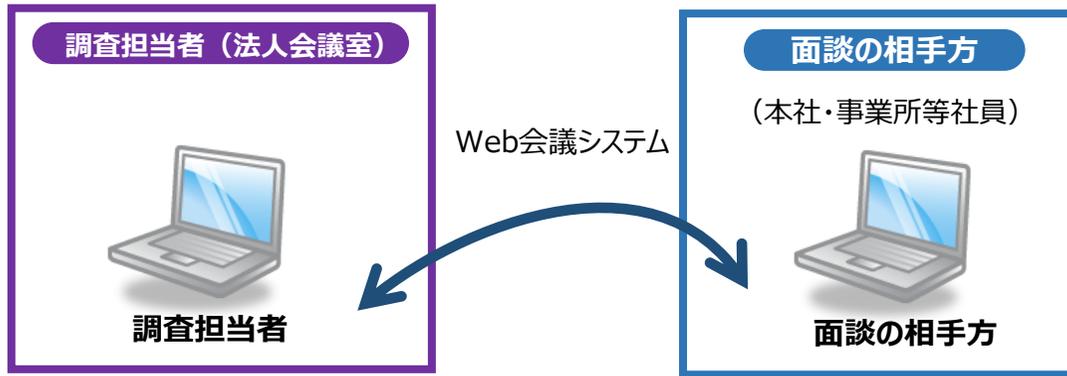
(注) 簡易な接触とは、税務署において書面や電話による連絡や来署依頼による面接により、納税者に対して自発的な申告内容の見直しなどを要請するものです。

Web会議システムを活用したリモート調査等

令和4年10月19日
第8回専門家会合
国税庁提出資料

- 納税者の理解を得て、税務調査の効率化を進める観点から、**大規模法人を対象にWeb会議システムなどを利用したリモート調査を実施。**
- 国税庁においても必要な機器・環境の整備を進め、リモート調査の拡大に取り組んでいく。

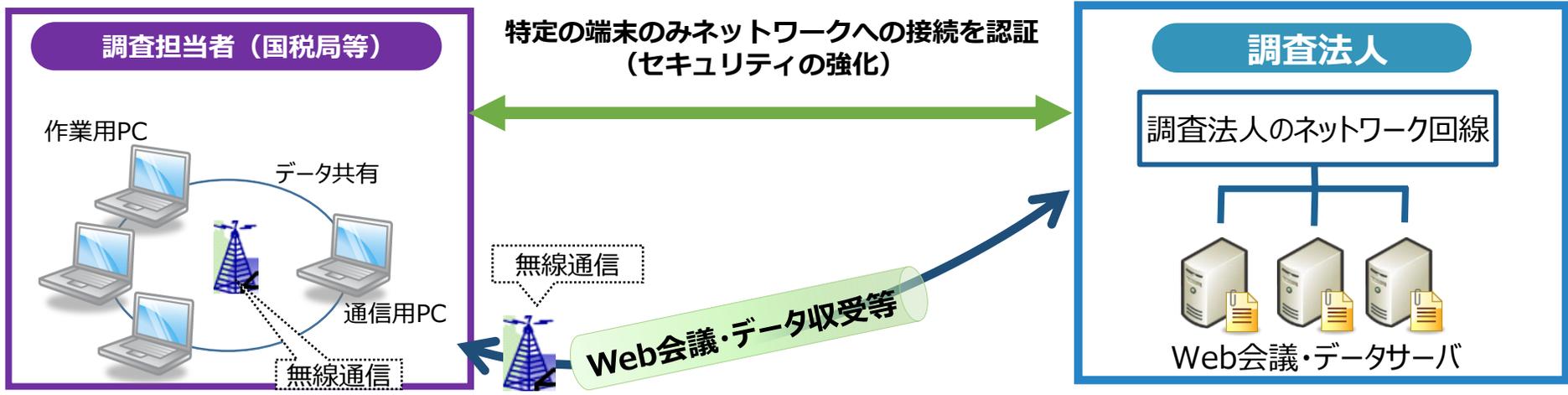
Web会議システムの活用の例



Web会議システム利用の前提

- 税務調査では機密性の高い情報のやり取りが行われることやシステムの脆弱性に起因するリスクがあることを相手方が理解していること
- 調査法人が、通常業務において機密性の高い情報のやり取りを含め当該Web会議システムを利用
- 調査法人の管理・支配する場所等において、相手方の使用に供する機器・接続環境を利用して、セキュリティポリシーの範囲内で活用する

リモート調査の例



2 税に対する公平感への悪影響が 危惧される調査事例

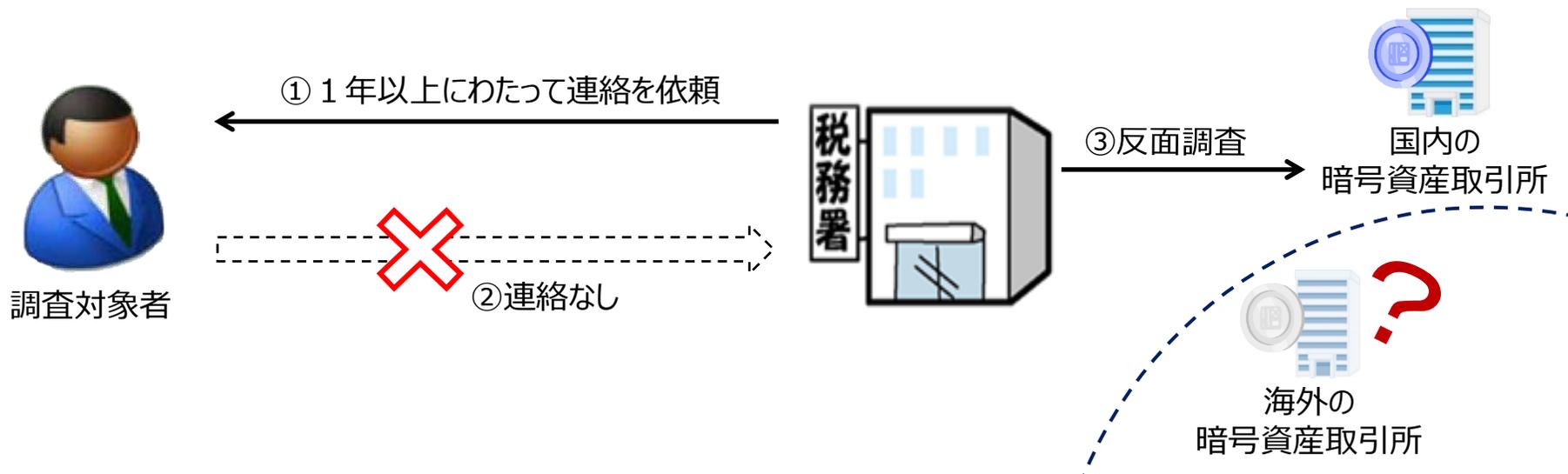
事例1 調査をするための接触を一切拒否された事例

【事案の概要】

- 国内海外にわたり暗号資産の取引を行っていた納税者について、無申告が疑われたため調査を行おうとし、着手のために電話・書面によって1年以上にわたって接触を試みるも無視され続けた。
- そこで、膨大な事務量を投じて反面調査等を行い、暗号資産から生じた雑所得のうち国内取引を中心に解明できた分については更正処分を行ったが、海外取引の全容を解明することはできなかった。

【問題点等】

- 反面調査をするためには、その端緒として何らかの情報が必要だが、調査をするための接触を一切拒否された場合にはそうした端緒がつかめず、取引の全容解明は困難を伴い、また、仮装隠蔽行為の有無も確認することが困難となる。



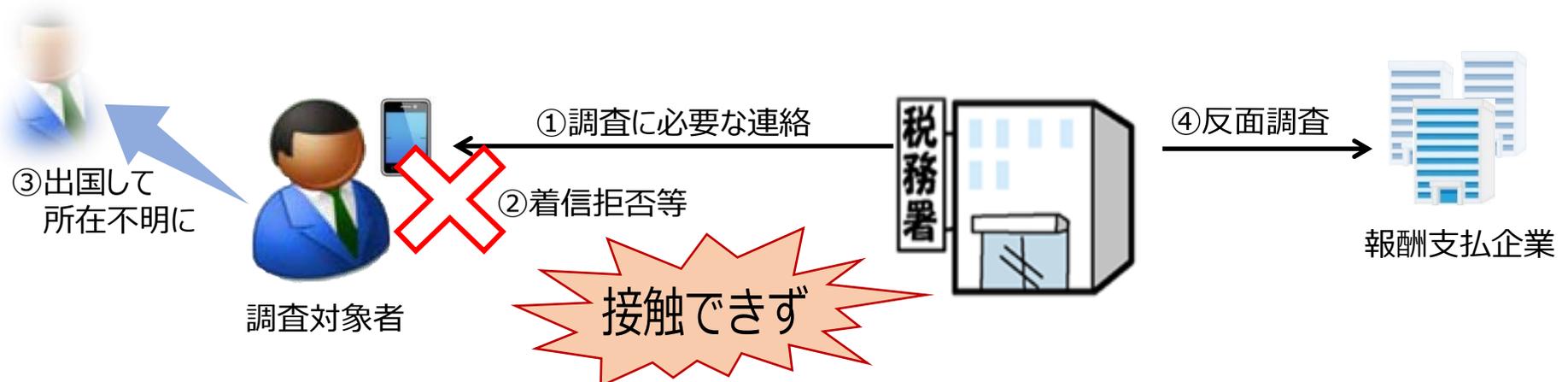
事例2 調査をするための接触を拒否し、その後所在不明となった事例

【事案の概要】

- 複数の企業から報酬等の収入を受領している納税者について、無申告が疑われたため調査を行おうとしたが、当初はやりとりができていた携帯電話が着信拒否状態となったほか、その所在も不明となり、一切の連絡がとれなくなった（海外に出国した模様）。
- そこで、反面調査等に多大な事務量を投じた上で、最終的には法人から得た役員報酬等について更正処分（公示送達による決定）をしたが、納税者との接触ができていないことから、申告義務の認識や偽装隠蔽行為の有無等の確認・把握ができなかった。

【問題点等】

- 反面調査をするためには、その端緒として何らかの情報が必要だが、納税者自身が所在不明となり、一切の接触ができない場合にはそうした端緒がつかめず、取引の全容解明は困難を伴い、また、偽装隠蔽行為の有無も確認することが困難となる。



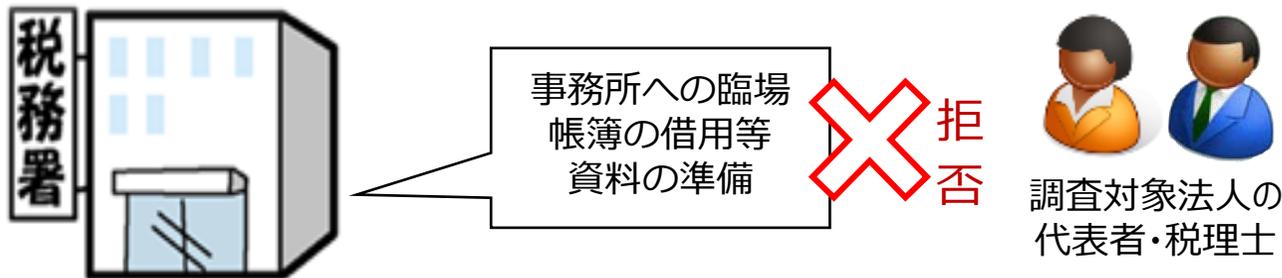
事例3 調査時に資料の提示・提出を拒否・遅延された事例

【事案の概要】

- 調査にあたり、調査対象法人の代表者は、事務所への臨場を拒否。そこで、帳簿の借用等を打診するも、税理士も含め、「帳簿は知人に預けている」、「その知人の名前は言えない」、「帳簿データの提供は手間がかかる」などと主張し、長期間にわたって協力が得られず。
- 長期間の折衝の結果、事業所へ臨場できることとなったが、「保存書類の準備はできていない」「事前に準備を依頼された資料は用意していない」等と主張し、各種資料の提示・提出を拒否。
- そこで、膨大な事務量を投じて反面調査等を行ったところ、架空経費の計上等が認められ更正処分を行うこととなった。

【問題点等】

- 本事案のように質問検査権に基づく帳簿書類その他の物件の提示・提出の求めを正当な理由なく長期間にわたって拒否し、調査の円滑な実施が著しく損なわれるケースも存在している。



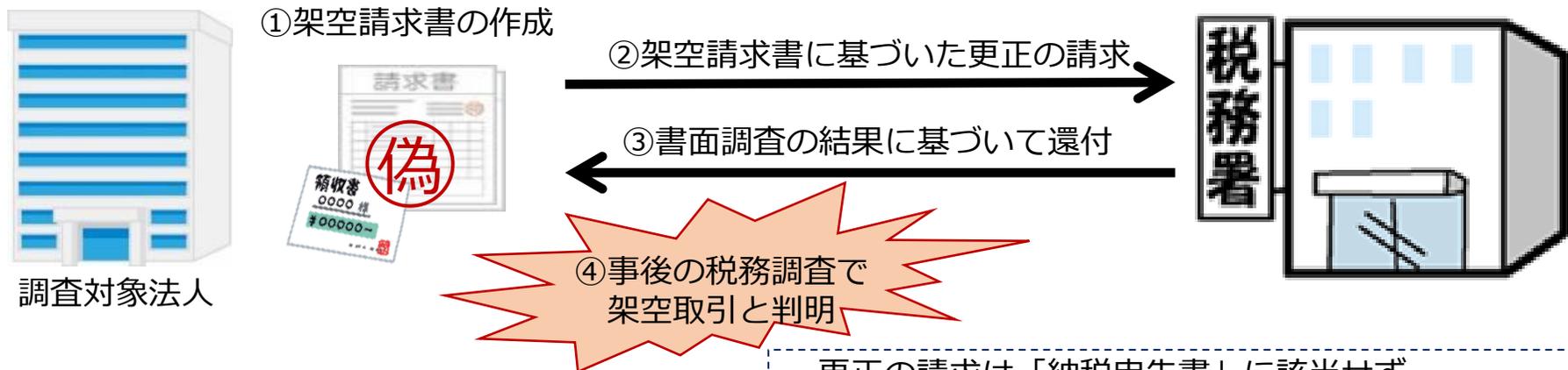
事例4 申告後に仮装隠蔽行為が行われた事例

【事案の概要】

- 法人税の確定申告書を提出後、外注費の計上漏れを理由とした更正の請求を行い、それに基づく還付金を受領。
- 更正の請求には外注費に係る領収書等が添付されていたが、その後の实地調査における反面調査を行ったところ、架空の領収書等を作成していたものであることが判明。添付された領収書等は、印紙貼付、取引先の社判を模造して使用するなど巧妙に外形が整えられていた。

【問題点等】

- 本事案では更正の請求に係る「仮装隠蔽」行為が認められたが、重加算税の賦課要件は「その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」とされており、重加算税の対象とならない。



- ・ 更正の請求は「納税申告書」に該当せず
- ・ 「架空請求書の作成」は納税申告書提出後の不正行為

事例5 高額な所得を得ていながら無申告のままとしていた事例

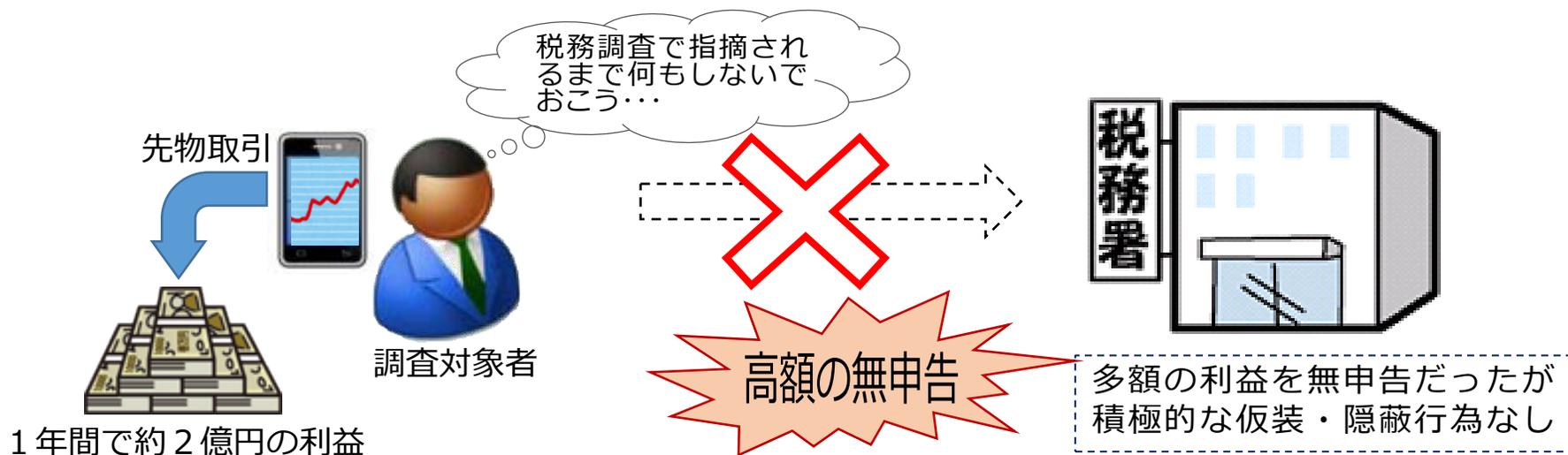
【事案の概要】

- 調査対象者は、会社員である個人。スマホを使って先物取引を行い、同取引に係る多額の利益（1年で約2億円）を得たにもかかわらず、申告をしていなかった。
- 調査を行ったところ、同取引から利益が生じていれば申告の必要があることを認識しながら申告をしていなかったことを認めた。

（参考）上記のほかにも、暗号資産の売買等の取引においても同様の高額無申告事例が存在（3年間で約2億円の利益の無申告）。

【問題点等】

- 本事案のように高額な利益を得ていながら無申告となっていた場合においても、申告時における仮装隠蔽行為や意図的に申告をしないことを外部からもうかがい得る特段の行動が認められたときには重加算税の対象となるが、こうした行為を認定できなければ通常の高額無申告加算税の対象となる。



事例6 長年にわたって無申告となっていた事例

【事案の概要】

- 調査対象者は知人から飲食業を引き継いだ個人。5年間で約4億円の売上がありながら、開業以来無申告のままだった。
- 調査を行ったところ、各種帳簿を適切に作成しており、かつ、申告義務があることも認識していたが、多忙を理由に無申告のままとしていたと主張。

【問題点等】

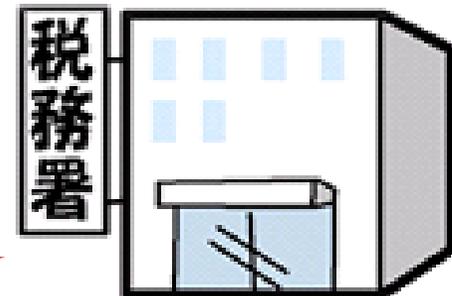
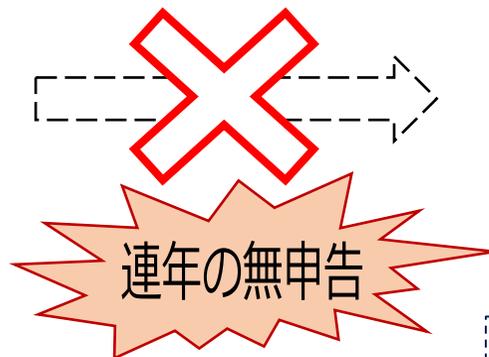
- 本事案のように長年にわたり無申告を放置している場合においても、申告時における仮装隠蔽行為や意図的に申告をしないことを外部からもうかがい得る特段の行動が認められたときには重加算税の対象となるが、こうした行為を認定できなければ通常は無申告加算税の対象となる。



帳簿・証憑も作成・保存



調査対象者



長年にわたって無申告だったが積極的な仮装・隠蔽行為なし